

いよいよ高裁での審理始まる

原告：大飯原発は新基準を満たしていないと主張

1. 高裁での第一回審尋

7月12日10時30分から大阪高等裁判所の74号法廷で、大飯原発仮処分裁判の原告審第一回審尋が行われました。4月16日の大阪地裁の不当判決（決定）から約3ヶ月、この間原告は、即時抗告理由書、理由補充書、前日に理由補充書（その2）、証拠と証拠説明を提出。関電は5月31日に答弁書を提出。原告は約30名の傍聴席を埋めました。

高裁の場合、審理が短く、この裁判も1回の審尋で終結になるのではと心配しましたが、内容についての審理が行われるようで、ひとまず少し安堵しました。

地裁での審尋はラウンド法廷でしたが、今回は通常の法廷でした。冒頭に裁判長から「高裁には審尋にふさわしい部屋がなく、今後機動的に審尋を開くために通常の法廷を使った。ご容赦されたい」と説明がありました。続いて、双方から出された書面を確認。そして原告側に「主張点や今後についてあればどうぞ」と述べ、冠木弁護士が「新基準が7月8日に施行となったばかりで、今回はこれまでの主張と直接関係する点について理由補充書（その2）で新基準との関係を主張しています」と答えました。裁判長は「今後もう少し主張するということですね」と念を押し、関電側にも同様の質問をしました。関電側は「特にありません。原告が新たに主張するなら、一通りまとめて反論します。反論には、原告の書面が出てから1ヶ月くらいかかる」と、涼しげな顔で答弁。あの地裁判決と大飯原発評価会合で運転継続のお墨付きも得ている、選挙後は一層原発推進が強くなると見込んでいるかのようでした。

結局、1ヶ月後に原告が新たに主張を提出し、その1ヶ月後に関電が反論を出すこととなりました。次回の審尋は8月30日（金）午後2時半です。

終了後に司法記者クラブで会見を行い、大飯原発は新基準を満たしておらず、原告の主張はこれまで以上に明白なものになるとの説明が弁護団・原告団からなされました。

2. 新基準に照らした原告の主張－破砕帯問題について

高裁では、制御棒挿入性の問題、F-6破砕帯問題、津波問題が中心的な争点となります。高裁の判決（決定）は当然に新基準のもとで判断が下されます。そのため原告は、審尋前日に、理由補充書（その2）を提出しました。全文は新規制法の基本的変更点や制御棒挿入性などを含めHPに掲載しています（末尾参照）。

ここでは、敷地内破砕帯問題に関して、新基準との関係を紹介します。

これまで破砕帯問題で根拠としていた指針類2つは、新基準では次のようになります。

○発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針（2006年）

↓ 「耐震設計審査指針」は、下記の「設置許可基準規則」の中に取り込まれました。

●「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」

（設置許可基準規則）[以下では、新基準と呼ぶ。下記に基準規則と解釈]

この基準規則を満たさなければ、運転停止、設置許可取り消しとなります。

http://www.nsr.go.jp/nra/kettei/data/20130628_jitsuyounaiki01.pdf

○発電用原子炉施設の耐震安全性に関する安全審査の手引き（2010年）

↓ 「手引き」は下記の「地質・地質構造調査の審査ガイド」に新たにまとめられました。

●敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド

http://www.nsr.go.jp/nra/kettei/data/20130628_jitsuyoutishitsu.pdf

（１）「変位が生ずるおそれがない地盤に設置」と明確化

新基準には様々な問題点がありますが、ズレの問題に関してはこれまでより安全側にたった基準となっています。裁判との関係では、大飯原発の非常用取水路（重要度Sクラス）の真下にF-6 破碎帯が通っており、これが考慮する活断層かどうか焦点です。地震の揺れではなく、地盤のズレによってSクラス施設が破損する可能性があるからです。

このズレの問題（地盤の支持機能、変位の問題）について：

旧指針：「建物・構築物は、十分な支持性能を持つ地盤に設置されなければならない」

↓

新基準：「変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない」（3条3項）

旧手引き：「耐震設計上考慮する活断層の露頭が確認された場合、その直上に耐震設計上の重要度分類Sクラスの建物・構築物を設置することは想定していない」

↓（まわりくどい表現でした）

新基準の解釈「別記1」：

『変位』とは、将来活動する可能性のある断層等が活動することにより、地盤に与えるズレをいう。また、同項に規定する『変位が生ずるおそれがない地盤に設け』るとは、耐震重要施設が将来活動する可能性のある断層等の露頭がある地盤に設置された場合、その断層等の活動によって安全機能に重大な影響を与えるおそれがあるため、当該施設を将来活動する可能性のある断層等の露頭が無いことを確認した地盤に設置することをいう」

（２）「設計上考慮する活断層」→「将来活動する可能性のある断層等」

さらに、これまでと大きな違いとして、考慮する活断層の定義が変わりました。

旧指針：「設計上考慮する活断層」

↓

新基準：「将来活動する可能性のある断層等」

・ここでは、従来通り「後期更新世以降（約12～13万年前以降）の活動が否定できないもの」とし、「活動が否定できないもの」と、これまでの安全側にたった規定を継承しています。

・また、「後期更新世以降の活動性が明確に判断できない場合には、中期更新世以降（約40万年前以降）まで遡って地形、地質・地質構造及び応力場等を総合的に検討した上で活動性を評価すること」と慎重な評価を行うよう明記しています。

・さらに、「断層等」の「等」には、「震源として考慮する活断層のほか、地震活動に伴って永久変位が生じる断層に加え、支持地盤まで変位及び変形が及ぶ地すべり面が含まれる。」として、地盤に変位を与える成因について「地すべり面」も含め、より安全側の判断を行うよう求めています。

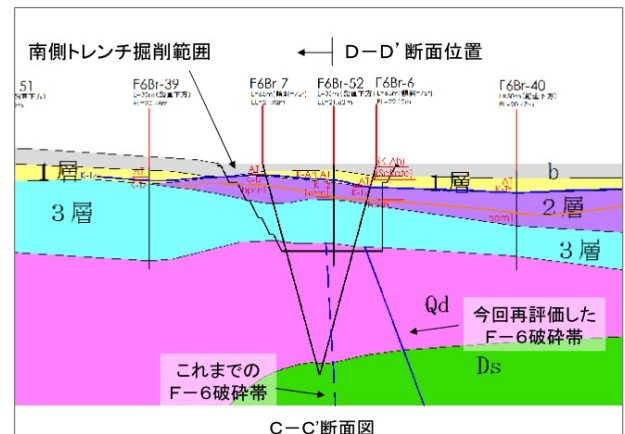
・「地質・地質構造調査の審査ガイド」では、「活動が否定できないもの」の解説として、「これらの地形面又は地層にずれや変形が認められないことを明確な証拠により示されたとき」となっています。

電力会社が「将来活動する可能性のある断層等」を否定する場合には、「明確な証拠」によって証明されなければならないと、これまでの「手引き」より一層安全側にたった厳しい評価を求めています。

以上のように、F-6 破碎帯を活断層と評価することについては、旧指針などでも問題にすることができましたが、新基準によって、原告の主張は一層はっきりとしたものとなります。

3. 関電はわずか70mのトレンチで「新F-6は活断層ではない」と主張

しかし関電は、7月8日の第4回有識者会合で、①台場浜の活断層を地すべりとして、②F-6は台場浜までつながっていない、③新たに確認したF-6は12～13万年前よりもずっと古いもので活断層ではないと主張し始めました。規制委員会の島崎氏は、当初南側トレンチについては長さ300m掘るように関電に求めていましたが、関電は70mしか掘っていません。関電はこの70mの真ん中にF-6が通っているとの予測を立てて、掘削は70mでいいと主張していました。しかし掘ってみると、トレンチの真ん中ではなく東端で破碎帯が見つかり、それを「新F-6」と称してします(図参照)。島崎氏は7月8日の会合で、これまでの「300m」については一言も触れず、「せめてボーリング1本追加で掘ってもらえれば安心できる」などと述べています。しかし、トレンチをさらに拡大すれば、別の破碎帯が出てくる可能性もあり、「新F-6」の真偽が問題になります。7月末には現地調査が実施されるとの報道もあります。しっかりとした調査・評価を求めていきましょう。



第4回大飯破碎帯有識者会合 2013.7.8 関電資料188頁より

★次回 関電相手の仮処分第2回抗告審 8月30日(金)14:30～ 大阪高裁74号法廷
(傍聴は原告31名に限られます)

★次回 国相手の行政訴訟 第8回法廷 9月25日(水)15:00～ 大阪地裁202号法廷
(原告・支援者の傍聴可能です。100名の大法廷)

◎原告の理由補充書(その2)

http://www.jca.apc.org/mihama/oosaiban/koukokuriyuu_ho_jyuu_20130711.pdf

2013.7.19 おおい原発止めよう裁判の会 事務局